

事 務 連 絡
令和6年7月19日

各高齢者施設 施設長 様

茨城県福祉部長寿福祉課
介護基盤整備担当

**令和7年度における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備、給水設備整備及び
水害対策強化事業等に係る意向調査について**

日頃より、本県の高齢者福祉の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、災害時に入所者等の安全を確保するため、高齢者施設（定員30人以上の大規模施設等）における非常用自家発電設備整備、給水設備の整備（受水槽等）、水害対策強化事業及び社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業に係る補助事業について調査を実施することといたしました。

つきましては、令和7年度予算要求に向けた検討資料とするため、下記により回答願います。

記

1 調査対象

定員30人以上の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、及び介護医療院（水戸市所在の施設は除く）において、令和7年度中に非常用自家発電設備整備、給水設備の整備、水害対策のための改修及び社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等を予定している事業者

※補助整備の意向がない施設は、回答不要です。

2 回答内容

補助整備の意向がある場合は、以下の調査票を作成し、Eメールにて回答願います。
（補助事業の実施を予定している場合は、必ず回答願います。）

以下の調査等は、整備意向のあるものについてのみ作成してください。

- ・「非常用自家発電設備整備に係る意向調査票（A）」
- ・「給水設備の整備に係る意向調査票（B）」
- ・「水害対策強化事業に係る意向調査票（C）」
- ・「社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業に係る意向調査票（D）」

※調査票（D）は、社会福祉連携推進法人の社員等である場合のみ回答願います。

また、社会福祉連携推進法人の社員等である場合は、本事業の意向がない場合でも回答願います。

3 期 限

令和6年8月9日（金）まで

4 回答先

茨城県福祉部長寿福祉課 介護基盤整備担当 清水
メールアドレス：chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp

5 主な留意事項について

○共通

- ・この補助事業実施による契約については、原則として一般競争入札によります。
- ・同じ建物内に、ショートステイ等補助対象外の事業所が併設している場合には、面積按分により補助が実施されます。

○非常用自家発電設備及び給水設備整備

- ・専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。
- ・電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。
- ・これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。
- ・非常用自家発電について、太陽光など自然エネルギーを活用した設備は対象外。
- ・給水設備については、受水槽・地下水利用のための設備に限ります。

○水害対策強化事業

- ・災害レッドゾーン・イエローゾーンにある施設・事業所であること。
- ・避難時間や安全な避難先の確保に有効な事業であること。

○社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等

- ・利用者等の安全性確保等の観点から、社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の大規模な修繕等の防災改修等を実施するもの。

6 その他

今回の調査につきましては、あくまでも事業検討のための意向調査であり、補助事業実施について確約するものではありません。

【問い合わせ・提出先】

茨城県福祉部長寿福祉課

介護基盤整備担当 清水

TEL : 029-301-3321

E-mail : chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp